

鷺沼会館 使用規約

持出厳禁 鷺沼町会

- ・本會館がより多くの人の使用を快適にするために次の規約を定める。
- ・この規約は暫定的なもので適宜変更する場合がある。

1) 使用者の順位[申込者（使用者）が町会会員かその他の人か]

- ① 町会（会員が地域に関する要件を話し合う場合。市等の公共機関が会員の為に行うサービス活動も含む）
- ② 町会関与の各種団体
- ③ 町会会員（個人・団体等）使用が非営利目的
- ④ 町会会員（個人・団体等）使用が営利目的[生け花教室、体操教室、絵画教室、学習教室等]
- ⑤ その他の人（個人・団体等）使用が非営利目的
- ⑥ その他の人（個人・団体等）使用が営利目的[生け花教室、体操教室、絵画教室、学習教室等]

2) 申込み、使用時間、使用代金

- ・電話での申込みとします。

河野(かわの) 電話番号： 044-853-0076

	申込み日	午前	午後	夜間	全日
使用時間	—	8:30-12:30	13:30-17:30	18:00-21:00	8:30-17:30
①	随時	無料			
②	使用月日の3カ月前	無料			
③	使用月日の2カ月前	2,500	3,000	2,000	5,000
④	使用月日の2カ月前	5,000	6,000	4,000	10,000
⑤	使用月日の1カ月前	3,000	3,500	2,500	6,000
⑥	使用月日の1カ月前	6,000	7,000	5,000	12,000

※特例 年間を通して使用する場合は平日に限り受付ます。但しその際“1年間の予定表”を提出すること。

3) 會館使用申込みの規則

- 1 公序良俗に反する目的に使用する人にはお貸しできません。
- 2 冠婚葬祭に使用することは出来ません。
- 3 使用代金は申込みの日から起算して原則7日以内に指定口座に振り込むこと。
- 4 使用者は“會館内の使用規則”に従い熟読の上確実に実行して使用すること。
- 5 申込みの際は「會館申込み用紙」に次のことを必ず記入すること。（用紙は會館入口にあります。）

申込者順位区分	申込日	使用日時	使用者名
住所	連絡先電話番号	使用目的	

- 6 使用許可後の取り消しは出来ません。払込済みの代金は返却しません。
- 7 町会の都合により使用許可を取り消す場合があります。その際は払込済み代金は全額返金いたします。
- 8 會館内における事故（けが・忘れ物等）については町会は一切責任を負いません。
- 9 使用申込みが会員でも、その会に参加する人の過半数がその他の人の場合、その他の人扱いとします。

鷺沼会館 使用規約

持出厳禁 鷺沼町会

4) 問い合わせ先、振込先、鍵の受渡

【問い合わせ先】

かわの
河野 鷺沼 2 - 1 5 - 1 0 0 4 4 - 8 5 3 - 0 0 7 6

【使用代金の振込先】

セレサ川崎 鷺沼支店 普通預金 0 0 2 1 8 6 5 鷺沼町会会計 河野悦子

【鍵の受渡場所】

- ① 河野宅
- ② ヘアーファッション 堀川さん（鷺沼會館 1 階の散髪屋さん）
※お店は営業中となります、来客時は迷惑をかけないようご配慮ください。